

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第10号

京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

京都市文化財保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「又は条例の規定による指定を受けた」を「の規定により指定され、又は登録されたもの及び条例の規定により指定された」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「又は条例の規定による指定があった」を「の規定により指定され、若しくは登録されたとき、又は条例の規定により指定された」に改める。

第39条第7号イ（ア）中「仮指定」の右に「若しくは登録」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)